社会福祉法人菜の花会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菜の花会(以下「法人」という。)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(役員等の報酬)

- 第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。
- 2 役員等が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあ たった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 理事長に対しては、別表3により報酬を支払うことができる。この場合、第1項及び第2項 による報酬は支給しないものとする。
- 5 理事へ支給する年間報酬総額は、500万円以内とする。
- 6 監事へ支給する年間報酬総額は、50万円以内とする。
- 7 評議員へ支給する年間報酬総額は、定款で定める金額の範囲内とする。

(当法人職員との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、報酬は支給しないものとする。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、この規程に準じて報酬を支給する。

(退職慰労金)

- 第5条 役員等が退任する場合、在任中特別の功労のあった役員等には、退職慰労金を支給する ことができる。
- 2 退職慰労金の支給の有無及び支給額は、その都度理事会において決定する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、 出張終了後精算することができる。

(報酬の支給方法)

- 第7条 理事長及び当法人職員を兼ねる役員に対する報酬は、職員の給与の支給方法により支給 する。
- 2 前項に該当しない役員等に対する報酬は、その都度、現金支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行なう。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日 (定時評議員会の議決日) より施行する。 平成 19 年 10 月 26 日より施行の役員の費用弁償等に関する規程は廃止とする。

附則(平成30年4月1日改正)

この規程は、平成30年4月26日(評議員会の議決日)より施行する。

別 表1

名称	報酬額	
理事会出席報酬	日額 10,000円	
評議員会出席報酬	日額 10,000円	

[※]上記の報酬は、所得税控除後の額とする。

別 表2

名称	報酬額
役員及び評議員業務報酬	日額 10,000円

[※]上記の報酬は、所得税控除後の額とする。

別 表3

名称	報酬額	
理事長報酬	月額 240,000円	

[※]上記の報酬は、所得税控除前の額とする。

別 表4

旅費	宿泊費	報酬額	その他
実費	実費	日額 10,000円	実費

[※]上記の報酬は、所得税控除後の額とする。